

## ○ 室蘭市空家等対策協議会条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの

### 2. 条例改正の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用する条項に移動が生じたことから、これを改正する。

|         |   |         |
|---------|---|---------|
| 第6条第1項  | → | 第7条第1項  |
| 第7条第1項  | → | 第8条第1項  |
| 第14条第9項 | → | 第22条第9項 |

### 3. 施行期日

公布の日から施行する。